

## 「最近の弁護士業界に於ける変化 裁判実務の現場から」

私の自身の話というよりも短い期間ではありますが、弁護士実務を経験した中で感じた事、あとは最近弁護士業界も変化がありますのでそれについてお話します。皆さん社長さんでいらっしゃるの、弁護士との関わり合い方が多いかと思しますので、そういった中で弁護士としての背景を少しでもわかっていただいて、今後の仕事に役立てていただければと思います。

私は中学、高校とサッカー部で活動しました。レギュラーでとご紹介いただきましたが、実は高校3年の最後にレギュラーを外されてしまいました。体格が大きい方ではないのですが、ゴールキーパーをやっていました。もう少し身長が伸びるかと思ったのですが、あまり伸びずに、後輩に身長の高い者が出てきて最後にレギュラーを奪われてしまいました。その後、私が悔しかったのはレギュラーを奪われたことに、その当時は悔しさをあまり感じなかったのです。それがあとあと、とても悔しくなったのです。サッカーを休まずにやってはいたのですが、真剣にやっていたかという高校時代を振り返ってみると自信がありません。それが心残りです。

それでは次に真剣になれるものとは考えて、まず大学は法学部に入ったので「法律を頑張ってみよう」と、ひとつの目標として「行政書士試験」を目指しました。それで一回で合格できたので、少し自信ができ司法試験を目指し、今弁護士になっています。

司法試験に合格した後にすぐに弁護士になれるわけではなく、1年間司法修習という期間があるのです。司法修習というのは合格したあとで1年間裁判所へ行ったり、検察庁へ行ったり、弁護士事務所へ行ったりいろんなところを回ります。一般企業でいうところの研修ですが、国の費用で回りました。今は国の費用が出なくなってしまったのですが、私の時はぎりぎり国の費用で育ててもらいました。その修習のときに弁護士、裁判官、検事と進路を決めます。裁判官と検事になる方はその中でも優秀な方で、最後に試験があるのですが、その試験で優秀な成績を収め裁判官や検事になります。だいたい90%以上が弁護士になります。

弁護士業界の変化ということでは、まず司法試験の変化があげられます。従来は、司法試験に合格することが必要でした。この司法試験というのは狭き門で、合格率が3%とか、10年かけてやっと合格できるような試験でしたが、ここ10年くらい前に新試験制度としてロー・スクールを卒業した者のみが受験できる新司法試験というかたちになりました。資格の試験制度自体が変化したのです。従来の司法試験は高卒であれば受験資格があったのですが、新制度ではロー・スクールといって大学卒業後の大学院、これは2年間と3年間がありますが、それに卒業しないとそもそも試験を受けられないという制度になりました。受験できる人を絞っております。そのかわり従来のように合格率が3%というのではなく、20%とか30%に合格率は増えています。理由はこの司法試験のそもそもの変化なのです。

又、弁護士数の増やさねばならないという課題があったのです。従来は旧司法試験といわれ、毎年500人くらいしか合格していませんでした。それが新制度になってから毎年2,000人ずつと急激にふやしているところです。別表があるのですが、これを見ていただくと、1970年頃迄ずっと毎年500人くらいで、1990年ころから少しずつ増え始めまして2006年、ちょうどいまから9年前、もう少しで10年ですが、2006年から新司法試験制度を導入されました。その少し前から若干増えておりますが、その頃から合格者が2,000人を超えております。

本来は政府としては毎年3,000人を合格させるという目標がありました。合格率というところですが、新司法試験の合格率ですが最初は48.3%。二人に一人は新司法試験で合格しました。そのかわり受験者数は2,000人くらいでした。それで徐々に受験者数がふえるに従って合格率は下がっていくのですが、今は20%くらいです。5人にひとり合格する状態になっています。旧司法試験ですと3%くらいしか合格率はなかったのですが、それに比較すると7倍~8倍に上昇しました。合格者数をふやしたということが弁護士になりやすくなったということなのです。

皆さんは経営者ばかりですから、弁護士のお知り合いの方はいらっしゃると思いますが、全国統計から弁護士事務所のなかに所属弁護士は何人いるのか？というと「一人事務所」、つまり弁護士事務所にひとりしか弁護士がいないところが大半です。あとは2~3人の事務所が次に

多いです。そして、弁護士がひとつの事務所に5人以下の事務所が全体の9割くらい占めています。私の事務所はお茶の水にあるのですが、所属弁護士は4人です。事務所にいる弁護士の人数は少しずつ増えてはいるのですが、基本的に弁護士事務所の数は増えてはいません。ただ最近変わってきたのは、100人以上いる事務所がいくつかあって、一番多いところは470人の弁護士がひとつの事務所にいるところもあります。弁護士事務所としても二極化しています。多いところは毎年30人ペースでふやしているところもあります。弁護士業界のなかでは四大事務所といわれていますが、そういった事務所は人のマンパワーが必要な案件、JALの再生等を扱っています。規模が大きいものと事務作業量が非常に大きくなるのでマンパワーが必要になります。このような特殊案件は大きい事務所が扱っているのですが、普通の企業法務、離婚、相続といった一般民事といわれているものは、ほぼ一人事務所から5人くらいの事務所が扱っているのが現状です。

最初、政府は弁護士を3,000人程度増やす予定でしたが、それが今年になってその目標を諦めて、結局1,500人にする事に変更したのです。その変更した理由としまして、「弁護士数をそんなに増やすな」という弁護士業界からの圧力がありました。その反対の理由として新人弁護士の就職難があり、加えて訴訟以外の法務需要が拡大していないことがあげられました。又、弁護士の質が落ちている。弁護士の数をふやそうとしていることに反対している人や減らせと言っている人はこの3点を言うことが多いのです。

まず、1つ目の新人弁護士の就職難ということですが、確かに司法修習の1年間の間に就職活動をするのですが、なかなか決まらないというのが正直なところでした。一人か二人しか事務所に弁護士がいない上に、更にどんどんふやすというのは規模的にも難しいものです。現在でも新人弁護士の就職難というのは正直あります。ですから反対することも、ひとつの根拠として否定はできないところはあると思います。

次に訴訟以外の法務需要が拡大していないということですが、一部の人が主張したのですが、弁護士数をふやしたら訴訟が増えて、日本はアメリカみたいな社会になるのではと。アメリカみたいと言ったら変ですが、アメリカは結構ささいなことでも、とりあえず訴訟にするという傾

向が一般的には強いのです。そういう風に日本でも何でもかんでも訴訟案件が増えて、良くなるのではないかという推測があったのですが、結局は弁護士をふやしても訴訟の数はあまり増えておりません。

やはり日本人は、気質として揉め事を嫌うというか、紛争になっても話し合いで解決する。あとは裁判になること自体を嫌がる方が多いので訴訟数も増えていない。加えて今後人口が減っていくとなると訴訟の数も減っていく。弁護士がいたとしても仕事が増えないのではないかと、というようなことが弁護士を増やすなという根拠としてあげられております。

ただ、この2番目の理由は誤っているのではないかと考えています。というのは確かに弁護士としてはやはり諸先輩方の話を聞くと、だいたい事務所にいたら事件、相談がくる、と。事務所に居るだけで、昔は事務所数が少なかったので、どんどん仕事が来たそうです。営業活動のようなことをしなくても食べていける業界だったのです。

ただ、そうすると一部の本当に困っている人がなかなか弁護士に対してアクセスできない。弁護士に対して、敷居が高いということが世間では言われています。そういったことを解消するためには、むしろ弁護士のほうから困っている人に対して足を向けて、話を聞いて問題を解決する、といった姿勢が重要なのかなと。需要が増加していないということは、むしろこちらがアクセスできない人に対してちゃんと向き合っていないのではないかと。そこに私は真の理由があるのではないかと考えております。

あとは弁護士の質が落ちているということですが、確かに増加すると司法試験の合格率が下がる。昔ほど点数が取れない方でも合格する。だから増加したら質が落ちるといふ。あくまでも弁護士というのは法務サービスです。日本は自由主義経済ですので競争していかなければならない。弁護士の数が増えたから質が落ちるのではなくて、競争のなかで切磋琢磨して質を上げていくという考えも必要なのではないかと思うのです。総じていうと弁護士の数を増やすなということに一定の理解はするのですが、私は弁護士の数はふやすべきだと思っています。弁護士の数を増やして競争して、より良いサービスを国民の皆さんに提供する、それが弁護士としての使命だと考えております。

話を変えまして、最近面白い判決がありますのでご紹介したいと思います。報道されたのは1～2ヶ月前ですが、東京地裁で平成26年4月に出た判決です。それは銀座のクラブママが自分の夫に枕営業したことに対してその妻から賠償請求されたという案件です。

まず奥さん側の言い分ですが、これはどういうものだったかといいますと銀座のクラブのママが夫と約7年間にわたって深い仲にあったため精神的苦痛をこうむった。以上の行為は不法行為にあたる。不法行為というのは、結局お金の請求なのですが、クラブのママに慰謝料400万円請求したという事件がありました。

関係図ですが、奥さんから女性に対しての損害賠償請求というかたちになっております。こういう不倫の問題、不倫の損害賠償の請求という、こういう相談を受けることは日々多くて何件かやっているのですが、まずは、不倫についてどういう考えをするのか裁判実務から説明させていただきます。

最高裁判所が昭和54年、今から30年以上前に出した判決が基本的な考えとなっております。以下、簡単に判決分を照会させていただきます。この判決文というのは句点を打たず長文になってしまっていて読みづらいものですが、ご容赦下さい。

「夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、故意又は過失がある限り」故意または過失というのはわざとか過失であった場合、「右配偶者を誘惑するなどして肉体関係を持つに至らせたかどうか、両名の関係が自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず」、そんなの関係ない。「他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方の配偶者の被った精神上の苦痛を慰藉すべき義務があるというべきである」、これが基本的な考えとなっております。[最高裁昭和54・3・30第二小法廷判決(最高裁昭和51(オ)第328号慰藉料請求事件)]

基本的には第三者のことを言っているのですが、こういう不倫関係があった場合には第三者と夫婦のどちらか不倫をした人、両名の連帯責任になります。こういう慰謝料請求についての相談を受けた場合に、裁判でよく反論される事は、いや婚姻していたことを知らなかった。いや正直その人結婚しているとは思いませんでした、というようなかたちで反論する。さきほどあげた

「故意過失」とは結婚していたとは知らなかったよ、ということ。あと夫婦関係が破綻していたと。そもそも請求の根拠としては不倫をすることによって夫婦関係を裂いたことが損害賠償の根拠になっているので、不倫する前から夫婦関係が終わっていたのだよ、とよく反論される場合があります。

逆に私が請求する側の代理に立場に立ったら、それは間違いなく言います。そうやって、こんなに仲が悪かったのだとかなりドロドロの闘いになるのですが、こういうのが一般的な反論になります。

あとは、皆さんの気になるところかと思いますが、慰謝料の相場です。相場と言いますが、あるかないか本当はわからないところですが、一般的には 200 万円が基準であると言われていきます。あとは個別事情により上下する。個別事情というのはどういうのかというと不倫期間が、どれだけ長かったのかなど。これによって離婚したのかどうかとか、相手方が離婚により過酷な状況におかれるかどうかなど。

相手方が過酷な状況におかれるというのは、たとえば夫側が不倫をして奥さんには子供がいるのに、それで離婚をするとすると、奥さんはシングルマザーになり、さらに子供を育てなければならなくなる。そういう過酷な状況におかれるなら、夫に多く支払いなさいとなります。こういうときは 500 万円ということもあります。あとは相手方の資力にもよります。あとは判決する場合か、和解する場合か。

裁判をやったとしても判決にいたるケースというのはほとんどなく、判決になるのは裁判を 100 件やって 5 件くらい。あと残りの 95 件はなんらかのかたちで和解をしています。そうすると金額がいろいろと分かれたりします。ここまでが一般的な不倫の訴訟の概略です。

それでは先ほどの事例に戻ります。奥さんがクラブのママに 7 年間不倫をしていたから慰謝料 400 万円だと。じゃあ夫は何と言っているかということ、「17 年 8 月頃、お店が終わってから二人、被告(クラブのママ側)と二人で食事をしたことがあり、その時お互いの気持ちが通じ合い、二人でホテルに入りました。初めて妻以外の女性と関係を持った」、と夫が認めているのです。逆にクラブのママ側が何と言っているかということ、「いや、私ではありません。別の女性と不倫を

したのではないですか？」と。「それに原告側の夫はこの裁判の前、奥さんに携帯のロックを外され、不倫が発覚して動揺した。本当の不貞相手を隠すためにママだったと名前を出してしまった。こういうことを実は前に言っていました」、と。

あとはママ側が主張しているのは、原告、これは奥さん側に対してですが、「賠償請求するのは私ではなく夫であるべきである。だから本来は夫と奥さん側が協力してホステスの方からお金を取ろうとしている」というように主張している。まあ、これについては正直、真実は何かわかりません。ただ、判決としましては、これはちょっと驚きなのですが、「枕営業という営業活動をするのは少なからず公知の事実である」と。このようなことを言っているのです。これはちょっと言い過ぎのところがあるのですが。あとは「婚姻生活の平和を害するものではない」ということ。

結局先ほどの枕営業だったら公知の事実というのは婚姻生活の平和を害するものではないというのは最高裁判決とは相容れない考え方です。ですので、ここだけを見て判決分を批判する方が多いです。ただ女性の言い分が真実で、本当に不倫行為をやっていないのかもしれないですし、結論としてあくまでも推測ですが、奥さん側を勝たせないほうがいいのではないかと裁判官が考えて、理由は後付けで、結局結論として奥さん側を勝たせなかった可能性もあります。このため、世間が言うようにこの判決が一概に不当判決とは言えないのではないかと思います。正直皆さんに気をつけていただきたいのは、先ほどの枕営業は不倫関係にならない。お金が発生しないという一般論が成立したわけではありません。特殊な事情における判決ですので皆さんは、お気をつけていただきたいと思います。結局不倫をしたとしてクラブのママが損害賠償を負わなくても、夫自体は責任を負うことになりますので。しかもそれが離婚原因になってドロドロになるということがありますので、皆さんご注意を。余計なことかもしれませんが。

最後に広告ですが、私はビクト法律事務所とって、渋谷から徒歩 3 分くらいのところに 10 月から独立して事務所開業予定ですので、皆さんよろしくお願い致します。